

# 第1回 昭和村拠点施設整備検討委員会

日時：令和7年10月7日（火）18時30分～

会場 昭和村公民館 2階 研修室

## 1. 開 会

## 2. 委嘱状交付

## 3. 村長あいさつ

## 4. 報告事項

昭和村拠点施設整備検討委員会要綱の改正について

## 5. 委員長・副委員長の選出

委員長：

副委員長：

## 6. 諒 問

役場庁舎及び教育関連施設の基本構想・基本計画に関するこ

## 7. 議 題

- (1) 役場庁舎と教育関連施設の整備方針について
- (2) 現状と課題・経過について
- (3) 委員の組織体制について
- (4) スケジュールと骨子案について
- (5) その他

## 8. その他

## 9. 閉 会

令和7年度 昭和村拠点施設整備検討委員名簿

No.	団体	役職	氏名	部会	備考
1	連絡員（区長）	会長	舟木 秋広	役場庁舎部会	
2	昭和村商工会	会長	金子 保彦	役場庁舎部会	
3	昭和村消防団	団長	栗城 三市	役場庁舎部会 教育施設部会	
4	昭和村婦人消防隊連絡協議会	会長	大石 沙希	役場庁舎部会	
5	昭和村振興計画等審議会	会長	小林 政一	役場庁舎部会	
6	昭和村総合戦略策定・検証委員会	委員長	小林 さや香	役場庁舎部会	
7	昭和村社会福祉協議会	会長	本名 健一	役場庁舎部会	
8	昭和村拠点施設整備庁内検討会議	会長	佐竹 倫知	役場庁舎部会 教育施設部会	
9	昭和村老人クラブ連合会	会長	渡部 長治	役場庁舎部会	
10	昭和村教育委員会	教育長	長沼 敬貴	教育施設部会	
11	昭和村教育委員会	教育長職務代理者	五十嵐 麻裕子	教育施設部会	
12	昭和村教育委員会	教育委員	小林 さや香	教育施設部会	重複
13	昭和村教育委員会	教育委員	涌井 一統	教育施設部会	
14	昭和村教育委員会	教育委員	五十嵐 美智保	教育施設部会	
15	昭和小学校PTA	会長	菅家 実	教育施設部会	
16	昭和小学校PTA	副会長	飯塚 彩	教育施設部会	
17	昭和中学校PTA	会長	菅家 博之	教育施設部会	
18	昭和中学校PTA	副会長	工 信幸	教育施設部会	
19	昭和村保育所保護者会	会長	高橋 侑也	教育施設部会	
20	昭和小学校	校長	長谷川 敏治	教育施設部会	
21	昭和小学校	教頭	遠藤 正樹	教育施設部会	
22	昭和小学校	教務主任	佐々木 悅子	教育施設部会	
23	昭和中学校	校長	土橋 康弘	教育施設部会	
24	昭和中学校	教頭	山田 雄一	教育施設部会	
25	昭和中学校	教務主任	星 邦章	教育施設部会	
26	昭和村保育所	保育士	本名 美香	教育施設部会	
27	昭和村保育所	保育士	星野 由江	教育施設部会	
28	昭和村学校給食センター	栄養技師	佐々木 友里花	教育施設部会	
29	昭和村社会教育委員	委員長	羽染 恵美子	教育施設部会	
30	昭和村職員組合		五十嵐 邦明	役場庁舎部会	
31	昭和村職員組合		菅家 一枝	役場庁舎部会	
32			林 玄三郎	役場庁舎部会	
33			渡辺 悅子	役場庁舎部会	
34			柿澤 紗子	役場庁舎部会	
35			羽染 豪	教育施設部会	
36			郷田 優介	教育施設部会	
37			舟木 由貴子	教育施設部会	
38			本名 久美子	教育施設部会	

## 昭和村拠点施設整備検討委員会要綱

### (設置)

第1条 役場庁舎及び教育関連施設の整備に関する村長からの諮問に対して総合的な見地から検討及び審議し答申するため、昭和村拠点施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 役場庁舎及び教育関連施設の基本構想・基本計画に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、別表の団体等のうちから村長が委嘱する。

2 委員の任期は、令和11年3月末日までとし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が召集しその会議の議長となる。ただし、委員長が決まるまでは村長が召集し会議の議長となる

2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を参考人として委員会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

5 委員会は会議録を作成するものとする。

### (部会の設置)

第6条 委員会に役場庁舎部会及び教育施設部会を設置し、別表に掲げる委員を持って組織する。

2 部会には部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

3 部会長は会務を総理し、部会を代表する。

4 部会は部会長が召集しその進行を行う。ただし、部会長が決まるまでは、委員会の委員長が召集する。

5 部会は各拠点施設整備に関する詳細を検討し、委員会に検討内容を共有する。

6 委員会で意見された内容について検討する。

(守秘義務)

第7条 委員は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第8条 委員会は原則公開とし、部会は非公開とする。

2 委員会の会議録及び会議資料は原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合は、会議録及び会議資料のうちの当該部分は非公開とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課総務係及び教育委員会事務局において処理する。

(費用弁償)

第10条 委員には、費用弁償を支給するものとし、その額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第12号)第4条に規定する額とする。

(その他)

第11条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年8月4日から施行する。

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条、第6条関係）

No.	団体	役職	部会
1	連絡員（区長）	会長	役場庁舎部会
2	昭和村商工会	会長	役場庁舎部会
3	昭和村消防団	団長	役場庁舎部会 教育施設部会
4	昭和村婦人消防隊連絡協議会	会長	役場庁舎部会
5	昭和村振興計画等審議会	会長	役場庁舎部会
6	昭和村総合戦略策定・検証委員会	委員長	役場庁舎部会
7	昭和村社会福祉協議会	会長	役場庁舎部会
8	昭和村拠点施設整備庁内検討会議	会長	役場庁舎部会 教育施設部会
9	昭和村老人クラブ連合会	会長	役場庁舎部会
10	昭和村教育委員会	教育長	教育施設部会
11		教育長職務代理者	教育施設部会
12		教育委員	教育施設部会
13		教育委員	教育施設部会
14		教育委員	教育施設部会
15	昭和小学校PTA	会長	教育施設部会
16		副会長	教育施設部会
17	昭和中学校PTA	会長	教育施設部会
18		副会長	教育施設部会
19	昭和村保育所保護者会	会長	教育施設部会
20	昭和小学校	校長	教育施設部会
21		教頭	教育施設部会
22		主任教諭	教育施設部会
23	昭和中学校	校長	教育施設部会
24		教頭	教育施設部会
25		主任教諭	教育施設部会
26	昭和村保育所	保育士	教育施設部会
27		保育士	教育施設部会
28	昭和村学校給食センター	栄養技師	教育施設部会
29	昭和村社会教育委員会	委員長	教育施設部会
30	昭和村職員組合		役場庁舎部会
31	昭和村職員組合		役場庁舎部会
32	一般村民（公募）		役場庁舎部会
33	一般村民（公募）		役場庁舎部会
34	一般村民（公募）		役場庁舎部会
35	一般村民（公募）		教育施設部会
36	一般村民（公募）		教育施設部会
37	一般村民（公募）		教育施設部会
38	一般村民（公募）		教育施設部会

別表（第3条、第6条関係）新旧対照表

現行				改正後（案）			
No.	団体	役職	部会	No.	団体	役職	部会
1	昭和村議会	産業建設常任委員長	役場庁舎部会	1	連絡員（区長）	会長	役場庁舎部会
2		総務厚生文教常任委員長	教育施設部会	2	昭和村商工会	会長	役場庁舎部会
3	連絡員（区長）	会長	役場庁舎部会	3	昭和村消防団	団長	役場庁舎部会 教育施設部会
4	昭和村商工会	会長	役場庁舎部会	4	昭和村婦人消防隊連絡協議会	会長	役場庁舎部会
5	昭和村消防団	団長	役場庁舎部会 教育施設部会	5	昭和村振興計画等審議会	会長	役場庁舎部会
6	昭和村婦人消防隊連絡協議会	会長	役場庁舎部会	6	昭和村総合戦略策定・検証委員会	委員長	役場庁舎部会
7	昭和村振興計画等審議会	会長	役場庁舎部会	7	昭和村社会福祉協議会	会長	役場庁舎部会
8	昭和村総合戦略策定・検証委員会	委員長	役場庁舎部会	8	昭和村拠点施設整備庁内検討会議	会長	役場庁舎部会 教育施設部会
9	昭和村社会福祉協議会	会長	役場庁舎部会	9	昭和村老人クラブ連合会	会長	役場庁舎部会
10	昭和村拠点施設整備庁内検討会議	会長	役場庁舎部会 教育施設部会	10	昭和村教育委員会	教育長	教育施設部会
11	昭和村老人クラブ連合会	会長	役場庁舎部会	11		教育長職務代理者	教育施設部会
12	昭和村教育委員会	教育長	教育施設部会	12		教育委員	教育施設部会
13		教育長職務代理者	教育施設部会	13		教育委員	教育施設部会
14		教育委員	教育施設部会	14		教育委員	教育施設部会
15		教育委員	教育施設部会	15	昭和小学校PTA	会長	教育施設部会
16		教育委員	教育施設部会	16		副会長	教育施設部会
17	昭和小学校PTA	会長	教育施設部会	17	昭和中学校PTA	会長	教育施設部会
18		副会長	教育施設部会	18		副会長	教育施設部会
19	昭和中学校PTA	会長	教育施設部会	19	昭和村保育所保護者会	会長	教育施設部会
20		副会長	教育施設部会	20	昭和小学校	校長	教育施設部会
21	昭和村保育所保護者会	会長	教育施設部会	21		教頭	教育施設部会
22	昭和小学校	校長	教育施設部会	22		主任教諭	教育施設部会
23		教頭	教育施設部会	23	昭和中学校	校長	教育施設部会
24		主任教諭	教育施設部会	24		教頭	教育施設部会
25	昭和中学校	校長	教育施設部会	25		主任教諭	教育施設部会
26		教頭	教育施設部会	26	昭和村保育所	保育士	教育施設部会
27		主任教諭	教育施設部会	27		保育士	教育施設部会
28	昭和村保育所	保育士	教育施設部会	28	昭和村学校給食センター	栄養技師	教育施設部会
29		保育士	教育施設部会	29	昭和村社会教育委員会	委員長	教育施設部会
30	昭和村学校給食センター	栄養技師	教育施設部会	30	昭和村職員組合		役場庁舎部会
31	昭和村社会教育委員会	委員長	教育施設部会	31	昭和村職員組合		役場庁舎部会
32	昭和村職員組合		役場庁舎部会	32	一般村民（公募）		役場庁舎部会
33	昭和村職員組合		役場庁舎部会	33	一般村民（公募）		役場庁舎部会
34	一般村民（公募）		役場庁舎部会	34	一般村民（公募）		役場庁舎部会
35	一般村民（公募）		役場庁舎部会	35	一般村民（公募）		教育施設部会
36	一般村民（公募）		役場庁舎部会	36	一般村民（公募）		教育施設部会
37	一般村民（公募）		教育施設部会	37	一般村民（公募）		教育施設部会
38	一般村民（公募）		教育施設部会	38	一般村民（公募）		教育施設部会
39	一般村民（公募）		教育施設部会				
40	一般村民（公募）		教育施設部会				



村長	副村長	課長	係長	係

7 昭議第52号

令和7年9月12日

昭和村長 舟木 幸一 様

昭和村議會議長 栗城 徳雄



昭和村拠点施設整備検討委員会に関する申し入れ書

このことについて、別紙のとおり申し入れます。

(別紙)

昭和村議会は、昭和村拠点施設整備計画に係る諮問機関である昭和村拠点施設整備検討委員会設置要綱の改正及び進捗等の報告について申し入れます。

【申し入れ事項】

1. 昭和村拠点施設整備検討委員会要綱の改正について

昭和村拠点施設整備検討委員会要綱、第3条及び6条関係による委員について、第20回昭和村議会においては、次の理由により議会常任委員長としての委嘱の承諾を見送る方針としたため、当該要綱を改正いただきたい。

(理由) 昭和村拠点施設整備検討委員会における議会常任委員長の委員委嘱について、議員協議会で協議した結果、常任委員長は所管する常任委員会を代表する立場にあり、常任委員長としての意見などその発言力が影響を及ぼし、村民の多様な意見や考えを求める自由な議論の場が消極的となる状況を招く可能性が懸念されるため、当該委員会は村民による活発な議論の場であることが望ましいとの結論に至り、常任委員長の参画を見送ることとした。

2. 昭和村拠点施設整備検討委員会の進捗報告について

昭和村拠点施設整備検討委員会における検討内容について、進捗状況等経過報告の機会を設け、十分な情報提供を行っていただきたい。

# 第1回

## 昭和村拠点施設整備検討委員会

---

令和7年10月7日（火）

場所：昭和村公民館（2階研修室）

# 現状と課題・経過について

---

# 1) 現状と課題 : 役場庁舎



## 1) 現状と課題：役場庁舎

- 
- 役場庁舎の建物は昭和45年に建築、令和7年で55年が経過
  - 建物全体的にクラックや破損及び  
    鉄筋等の露出（錆）が見られ経年劣化が懸念
  - 過去に実施した耐震診断結果  
    構造耐震指数（Is値）が Is値0.59  
    「防災拠点施設としての耐震目標値（Is値0.75）」  
    Is値0.59の数値は、大規模地震が発生した場合、倒壊の恐れは低いが  
    機能不全になる可能性が否定できない数値である。

## 1) 現状と課題：役場庁舎

- 
- ・過去に耐震補強を検討したが、庁舎コンクリート壁が耐震補強に耐えられる強度を満たしていないことが判明→耐震補強工事を断念
  - ・現庁舎の所在地は、県が公表した野尻川浸水想定区域内にある  
→防災拠点施設として適さないことから移設等の対応が求められる。
  - ・庁舎内は事務室や通路、来庁者のスペースが狭く、バリアフリーへの対応も不十分である。
  - ・部署によって庁舎が分散しており、来庁者に不便をかけている状況。

# 1) 現状と課題：役場庁舎

- クラック



- 外壁剥離



# 1) 現状と課題：役場庁舎

## ・窓口スペース



## ・事務室



# 1) 現状と課題：小学校



## 1) 現状と課題 : 小学校

---

- 昭和小学校の建物は昭和54年に建築、令和7年で46年が経過
- 直近で校舎の工事は、耐震補強　屋根の補修工事  
外壁補修工事　給食室の屋根補修等を実施
- 直近で体育館の工事は、屋根塗装工事 を実施。

## 1) 現状と課題 : 小学校

- ・現状校舎内では雨漏りが確認されるなど、改修を要する箇所は他にも見受けられる。今後、数百万～一千万円単位の改修工事が想定される。
- ・令和2年度に実施した建物の健全性評価では、随所、広範囲に劣化が確認され、安全上、機能上に低下の兆しが見られることから、早期の大規模改造が必要との結果が出ている。

# 1) 現状と課題：小学校

施工前



施工後



外壁の修繕

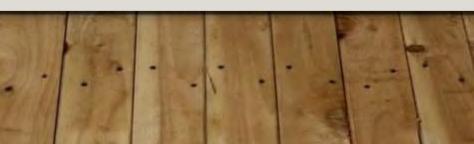
# 1) 現状と課題：小学校

施工前



屋根防水シート  
修繕

施工後



## 1) 現状と課題：中学校



## 1) 現状と課題：中学校

---

- 昭和中学校の建物は昭和**59**年に建築、令和7年で41年が経過
- 直近で体育館の屋根改修工事を実施
- 校庭の一部は平成**23**年に福島県土石流警戒区域に指定されている。
- 校舎や体育館は建築後**40**年以上経過していることから、廊下の床や壁など様々な箇所で経年劣化による不具合が生じている。
- 校庭は日当たりと水捌けが悪く、怪我の心配があることから、体育の授業にはあまり適さない状態

## 1) 現状と課題：中学校

---

- 令和2年度に実施した建物の健全性評価では、小学校と同程度に随所、広範囲に劣化が確認され、安全上、機能上、低下の兆しが見られることから、早期の大規模改造が必要との結果が出ている。
- 今後の維持管理コストについても、縮減を図ることは困難な状況である。
- 校舎の構造上、昇降口の真上は積雪により雪庇が発生し、除雪による安全確保などの配慮が必要である。
- 校舎の構造上、屋根に雨水や雪が溜まりやすくなっており、管理に特段の配慮が必要である。

# 1) 現状と課題：中学校

- ・食堂天井雨漏



※校舎の構造上食堂の一部が飛び出ているが故に  
雨水や雪解け水が溜まり管理に余計な配慮が  
必要になっている。

- ・体育館 鉄筋の露出



# 1) 現状と課題：中学校

- ・体育館外壁損傷



# 1) 現状と課題：中学校

- 校庭



# 1) 現状と課題：学校給食センター

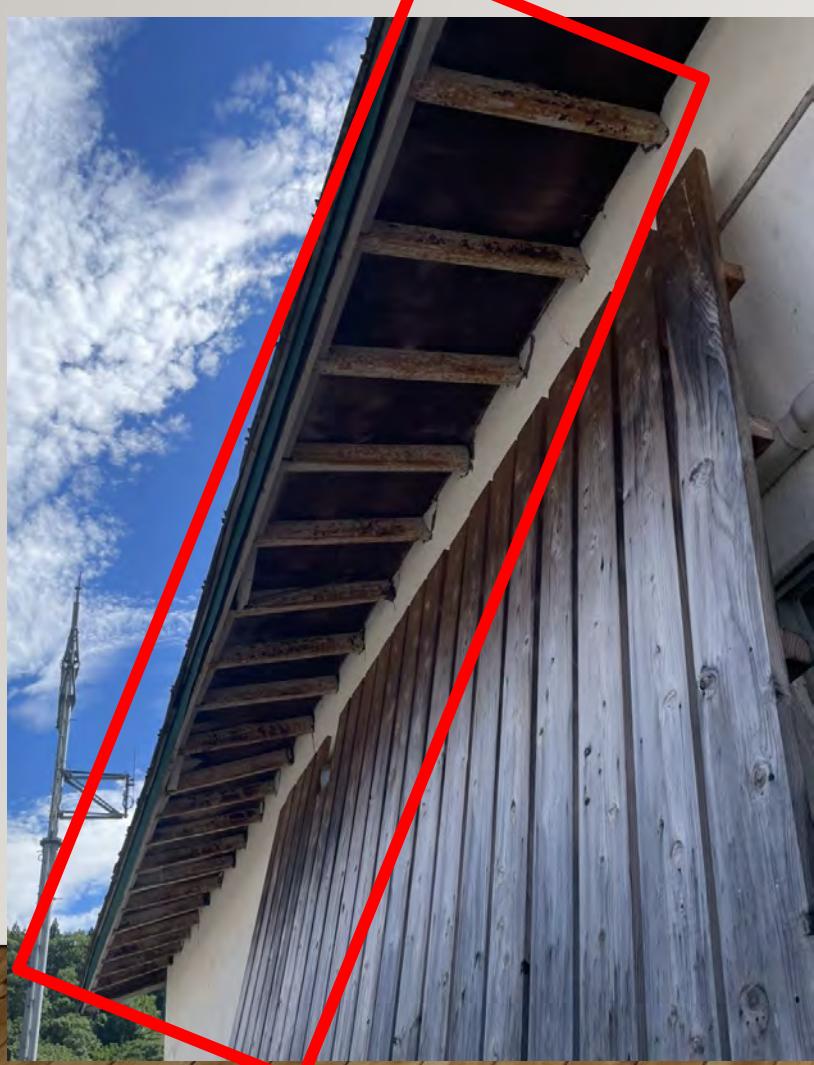


## 1) 現状と課題：学校給食センター

- 
- ・学校給食センターの建物は昭和47年に建築、令和7年で53年が経過
  - ・これまでに屋根塗装工事や内装フロアの張替工事などを実施。
  - ・教育関連施設の中では最も古い施設であり、維持管理コストはこれまでに要した経費よりさらに増加し、村の財産を圧迫することが予想される状況。
  - ・令和2年度に実施した建物の健全性評価では、建物の老朽化が著しく、早期に改築が必要との結果である。

# 1) 現状と課題：学校給食センター

- ・屋根変形



- ・外壁クラック



- ・車寄せ破損



# 1) 現状と課題：小中学校・学校給食センター

## ・建物構造の健全性（令和3年3月 昭和村学校施設長寿命化計画より）

表 6-1：建物情報一覧表（健全度順に並びかえた場合）

- A 概ね良好
- B 局所、部分的に劣化が見られ、安全上、機能上、問題なし
- C 随所、広範囲に劣化が見られ、安全上、機能上、低下の兆しがみられる
- D 劣化の程度が大きく、安全上、機能上に問題があり、早急に対応する必要がある

■：築50年以上 □：築30年以上

基準年：令和 2 (2020) 年

建物基本情報							構造躯体の健全性					構造躯体以外の健全性						
施設名称	建物名	棟番号	構造	階数	延床面積(m <sup>2</sup> )	築年数	耐震安全性			長寿命化判定			屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度(100点満点)
							基準	診断	補強	調査年度	圧縮強度(N/mm <sup>2</sup> )	試算上の区分						
学校給食センター	学校給食センター	001	S	1	189	48	旧	-	-	-	-	-	改築	C	C	C	C	40
昭和小学校	給食室	002	RC	1	272	41	旧	-	-	-	-	-	長寿命	C	C	C	C	40
昭和小学校	校舎	003	RC	3	2,456	41	旧	済	済	-	-	-	長寿命	C	C	C	C	40
昭和小学校	屋内運動場	011	RC	2	1,058	41	旧	済	-	-	-	-	長寿命	A	C	C	C	45
昭和中学校	校舎・食堂	012-1	RC	3	2,158	36	新	-	-	-	-	-	長寿命	C	C	C	B	49
昭和中学校	屋内運動場	001-1	SRC	2	1,059	36	新	済	-	-	-	-	長寿命	B	C	B	B	65

## 1) 現状と課題：保育所



## 1) 現状と課題：保育所

---

- ・保育所の建物は昭和55年に建築、令和7年で45年が経過
- ・これまでに屋根修繕やトイレなどの水回りの修繕を実施
- ・過去に耐震診断をしており、構造耐震指数（Is値）目標の数値を上回っていることから構造躯体の安全性は確保されているが、全体的に劣化が見られ、大規模な改修が必要である。

## 1) 現状と課題：保育所

---

- 直近で屋根の塗装工事を簡易的に実施しているが、屋根の構造上傾斜が緩く落雪しづらいことから、大量の雪が落雪し設備が損傷する恐れがある。
- 駐車場は一部貸していることもあり、スペースは狭く、安全確保は簡易的な柵が設置してあるのみで、危険な状況にある。
- 所庭や敷地の一部では水捌けが悪く、雨が続くと水が溜り天候が晴れても外遊びが制限される。
- 野尻川洪水浸水想定区域内にあることから、有事を想定し移転を考慮する必要がある。

## 1) 現状と課題：保育所



- 敷地内水捌け状況  
水たまりがなくとも  
泥濘みが発生する



- 駐車上の安全確保状況



## 2) これまでの経過

役場庁舎及び小中学校並びに保育所や学校給食センターの建替えを検討する経過となった主な要因は以下のとおりである。

---

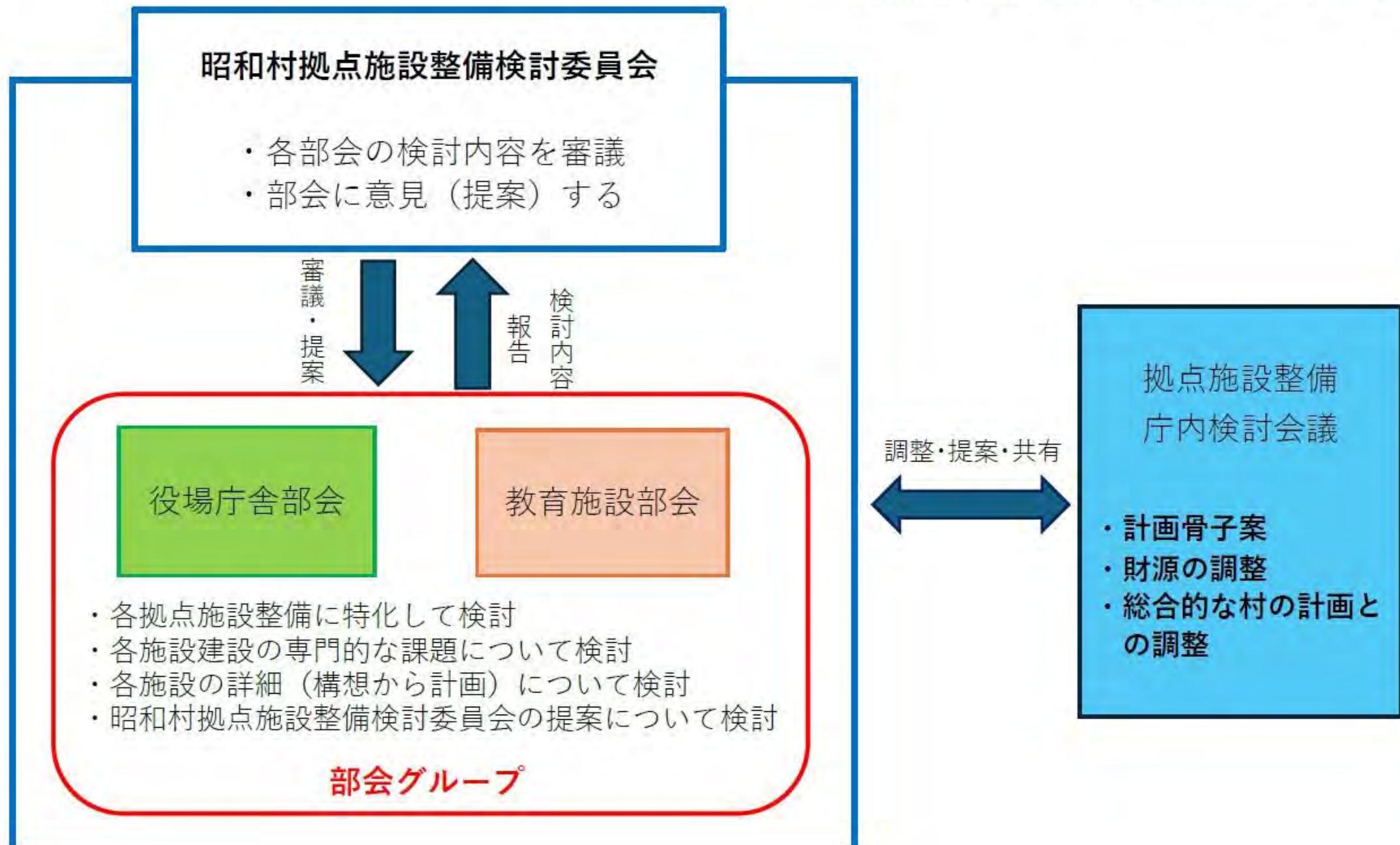
### ○役場庁舎

- ・**耐震補強ができないほど経年劣化**が進行している。
- ・現役場庁舎は県が公表した**野尻川洪水浸水想定区域内**にある。

### ○教育関連施設（小中学校・保育所・学校給食センター）

- ・各施設は**40年以上**経過しており、**老朽化が著しい状況**にある。
- ・「昭和村子どもの教育検討委員会」からの報告を受け、幼児期から中学卒業までの**15年間を一貫した本村独自の教育を進められる一体とした施設**が必要である。

# 委員会の組織体制について



# スケジュールと骨子案

---

# 第1回

## 昭和村拠点施設整備検討委員会

---

令和7年10月7日（火）

場所：昭和村公民館（2階研修室）

# 現状と課題・経過について

---

# 1) 現状と課題 : 役場庁舎



## 1) 現状と課題：役場庁舎

- 
- 役場庁舎の建物は昭和45年に建築、令和7年で55年が経過
  - 建物全体的にクラックや破損及び  
    鉄筋等の露出（錆）が見られ経年劣化が懸念
  - 過去に実施した耐震診断結果  
    構造耐震指数（Is値）が Is値0.59  
    「防災拠点施設としての耐震目標値（Is値0.75）」  
    Is値0.59の数値は、大規模地震が発生した場合、倒壊の恐れは低いが  
    機能不全になる可能性が否定できない数値である。

## 1) 現状と課題：役場庁舎

- 
- ・過去に耐震補強を検討したが、庁舎コンクリート壁が耐震補強に耐えられる強度を満たしていないことが判明→耐震補強工事を断念
  - ・現庁舎の所在地は、県が公表した野尻川浸水想定区域内にある  
→防災拠点施設として適さないことから移設等の対応が求められる。
  - ・庁舎内は事務室や通路、来庁者のスペースが狭く、バリアフリーへの対応も不十分である。
  - ・部署によって庁舎が分散しており、来庁者に不便をかけている状況。

# 1) 現状と課題：役場庁舎

- クラック



- 外壁剥離



# 1) 現状と課題：役場庁舎

- 窓口スペース



- 事務室



# 1) 現状と課題：小学校



## 1) 現状と課題：小学校

---

- 昭和小学校の建物は昭和54年に建築、令和7年で46年が経過
- 直近で校舎の工事は、耐震補強　屋根の補修工事  
外壁補修工事　給食室の屋根補修等を実施
- 直近で体育館の工事は、屋根塗装工事を実施。

## 1) 現状と課題 : 小学校

- ・現状校舎内では雨漏りが確認されるなど、改修を要する箇所は他にも見受けられる。今後、数百万～一千万円単位の改修工事が想定される。
- ・令和2年度に実施した建物の健全性評価では、随所、広範囲に劣化が確認され、安全上、機能上に低下の兆しが見られることから、早期の大規模改造が必要との結果が出ている。

## 1) 現状と課題：小学校

施工前



施工後



外壁の修繕

# 1) 現状と課題：小学校

施工前



屋根防水シート  
修繕

施工後



## 1) 現状と課題：中学校



## 1) 現状と課題：中学校

---

- 昭和中学校の建物は昭和59年に建築、令和7年で41年が経過
- 直近で体育館の屋根改修工事を実施
- 校庭の一部は平成23年に福島県土石流警戒区域に指定されている。
- 校舎や体育館は建築後40年以上経過していることから、廊下の床や壁など様々な箇所で経年劣化による不具合が生じている。
- 校庭は日当たりと水捌けが悪く、怪我の心配があることから、体育の授業にはあまり適さない状態

## 1) 現状と課題：中学校

---

- 令和2年度に実施した建物の健全性評価では、小学校と同程度に随所、広範囲に劣化が確認され、安全上、機能上、低下の兆しが見られることから、早期の大規模改造が必要との結果が出ている。
- 今後の維持管理コストについても、縮減を図ることは困難な状況である。
- 校舎の構造上、昇降口の真上は積雪により雪庇が発生し、除雪による安全確保などの配慮が必要である。
- 校舎の構造上、屋根に雨水や雪が溜まりやすくなっており、管理に特段の配慮が必要である。

# 1) 現状と課題：中学校

- ・食堂天井雨漏



- ・体育館 鉄筋の露出

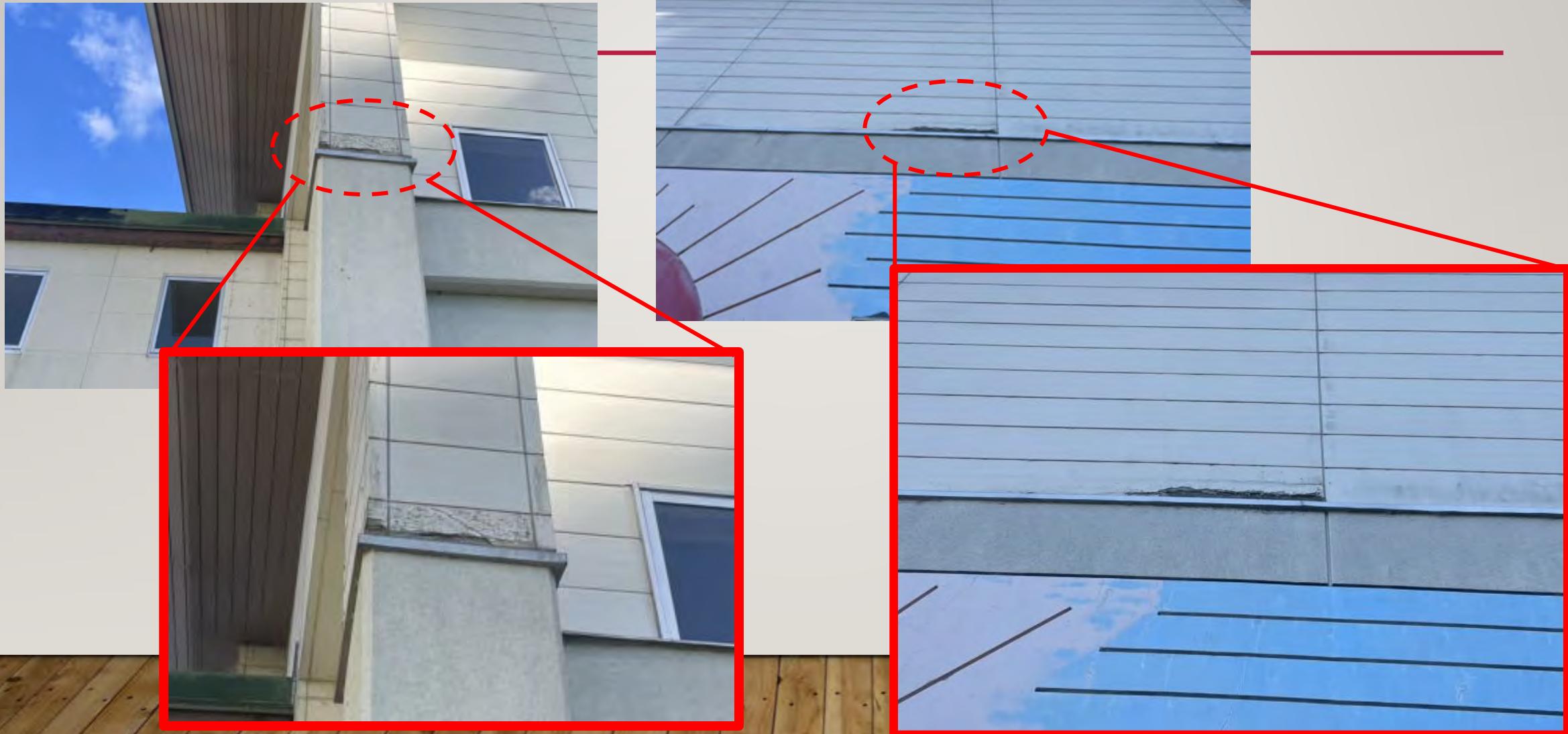


※校舎の構造上食堂の一部が飛び出ているが故に  
雨水や雪解け水が溜まり管理に余計な配慮が  
必要になっている。



# 1) 現状と課題：中学校

- ・体育館外壁損傷



## 1) 現状と課題：中学校

- 校庭



# 1) 現状と課題：学校給食センター



## 1) 現状と課題：学校給食センター

- 
- ・学校給食センターの建物は昭和47年に建築、令和7年で53年が経過
  - ・これまでに屋根塗装工事や内装フロアの張替工事などを実施。
  - ・教育関連施設の中では最も古い施設であり、維持管理コストはこれまでに要した経費よりさらに増加し、村の財産を圧迫することが予想される状況。
  - ・令和2年度に実施した建物の健全性評価では、建物の老朽化が著しく、早期に改築が必要との結果である。

# 1) 現状と課題：学校給食センター

- ・屋根変形



- ・外壁クラック



- ・車寄せ破損



# 1) 現状と課題：小中学校・学校給食センター

- 建物構造の健全性（令和3年3月 昭和村学校施設長寿命化計画より）

表 6-1：建物情報一覧表（健全度順に並びかえた場合）

- |   |                                      |
|---|--------------------------------------|
| A | 概ね良好                                 |
| B | 局部、部分的に劣化が見られ、安全上、機能上、問題なし           |
| C | 随所、広範囲に劣化が見られ、安全上、機能上、低下の兆しがみられる     |
| D | 劣化の程度が大きく、安全上、機能上に問題があり、早急に対応する必要がある |

■：築50年以上 □：築30年以上

基準年：令和2（2020）年

施設名称	建物名	建物基本情報						構造躯体の健全性					構造躯体以外の健全性				
		棟番号	構造	階数	延床面積(m)	築年数	耐震安全性			長寿命化判定		屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度(100点満点)
							基準	診断	補強	調査年度	圧縮強度(N/mm <sup>2</sup> )						
学校給食センター	学校給食センター	001	S	1	189	48	旧	-	-	-	-	改築	C	C	C	C	40
昭和小学校	給食室	002	RC	1	272	41	旧	-	-	-	-	長寿命	C	C	C	C	40
昭和小学校	校舎	003	RC	3	2,456	41	旧	済	済	-	-	長寿命	C	C	C	C	40
昭和小学校	屋内運動場	011	RC	2	1,058	41	旧	済	-	-	-	長寿命	A	C	C	C	45
昭和中学校	校舎・食堂	012-1	RC	3	2,158	36	新	-	-	-	-	長寿命	C	C	C	B	49
昭和中学校	屋内運動場	001-1	SRC	2	1,059	36	新	済	-	-	-	長寿命	B	C	B	B	65

## 1) 現状と課題：保育所



## 1) 現状と課題：保育所

---

- ・保育所の建物は昭和55年に建築、令和7年で45年が経過
- ・これまでに屋根修繕やトイレなどの水回りの修繕を実施
- ・過去に耐震診断をしており、構造耐震指数（Is値）目標の数値を上回っていることから構造躯体の安全性は確保されているが、全体的に劣化が見られ、大規模な改修が必要である。

## 1) 現状と課題：保育所

---

- 直近で屋根の塗装工事を簡易的に実施しているが、屋根の構造上傾斜が緩く落雪しづらいことから、大量の雪が落雪し設備が損傷する恐れがある。
- 駐車場は一部貸していることもあり、スペースは狭く、安全確保は簡易的な柵が設置してあるのみで、危険な状況にある。
- 所庭や敷地の一部では水捌けが悪く、雨が続くと水が溜り天候が晴れても外遊びが制限される。
- 野尻川洪水浸水想定区域内にあることから、有事を想定し移転を考慮する必要がある。

## 1) 現状と課題：保育所



- 敷地内水捌け状況  
水たまりがなくとも  
泥濘みが発生する



- 駐車上の安全確保状況



## 2) これまでの経過

役場庁舎及び小中学校並びに保育所や学校給食センターの建替えを検討する経過となった主な要因は以下のとおりである。

---

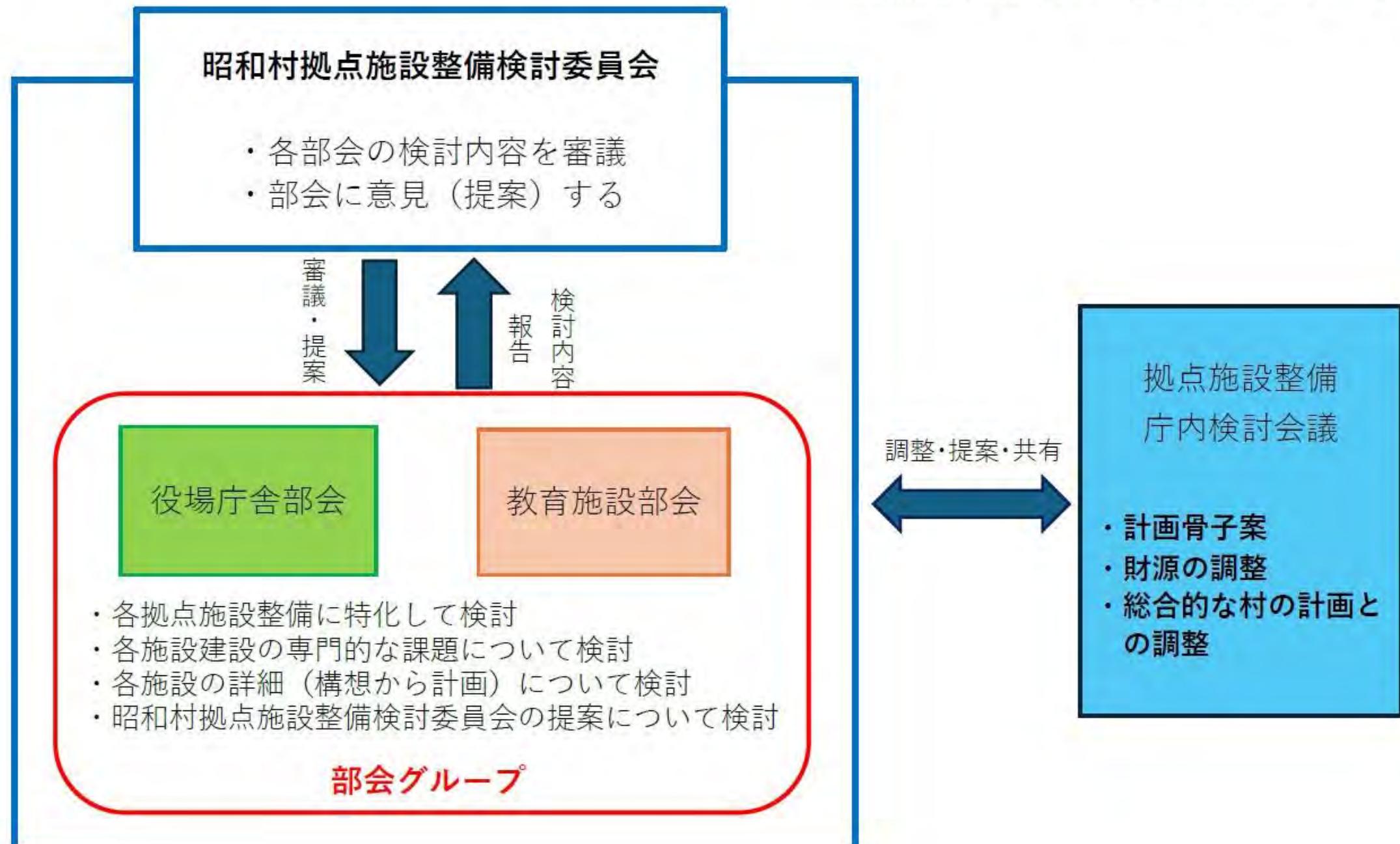
### ○役場庁舎

- ・**耐震補強ができないほど経年劣化**が進行している。
- ・現役場庁舎は県が公表した**野尻川洪水浸水想定区域内**にある。

### ○教育関連施設（小中学校・保育所・学校給食センター）

- ・各施設は**40年以上**経過しており、**老朽化が著しい状況**にある。
- ・「昭和村子どもの教育検討委員会」からの報告を受け、幼児期から中学卒業までの**15年間を一貫した本村独自の教育を進められる一体とした施設**が必要である。

# 委員会の組織体制について



# スケジュールと骨子案

---

### 資料3

各施設の現状

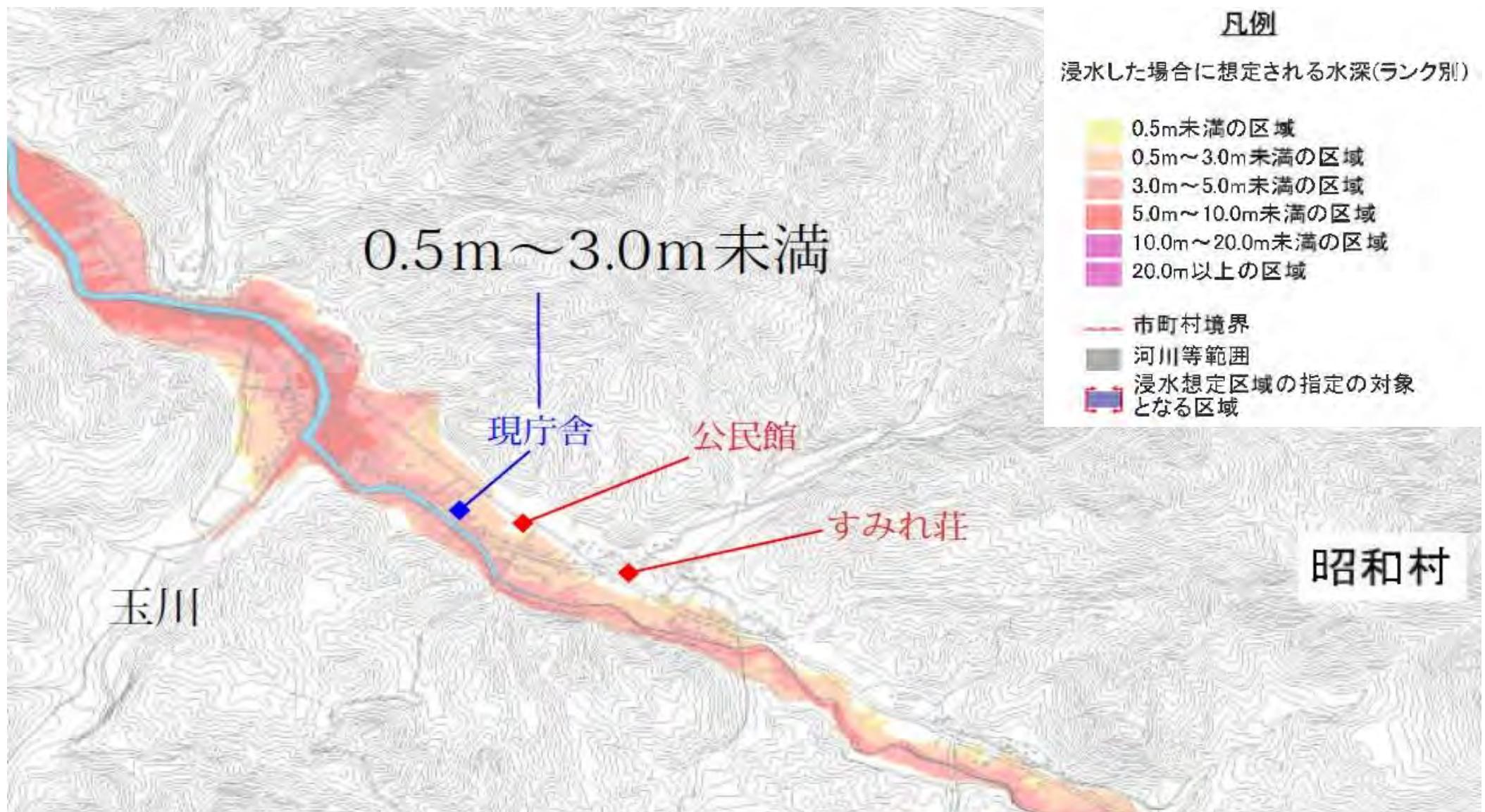
施設名	建物	建築	経過	構造	延床面積	耐震		
		年度	年数		(m <sup>2</sup> )	基準	診断	補強
昭和村役場	役場庁舎	S45	55	RC	1,021	旧	済	—
	庁舎車庫	S49	51	S	187	旧	—	—
	書庫・バス車庫	S56	44	S	360	旧	—	—
昭和小学校	校舎	S54	46	RC	2,456	旧	済	済
	給食室	S54	46	RC	272	旧	済	—
	体育館	S54	46	RC	1,058	旧	済	済
昭和中学校	校舎・食堂	S59	41	RC	2,158	新	—	—
	体育館	S59	41	SRC	1,059	新	済	—
学校給食センター	給食センター	S47	53	S	189	旧	—	—
昭和保育所	保育所	S55	45	RC	531	旧	—	—

※構造 RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造 SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造

※耐震基準 昭和56年度以前の建物＝「旧耐震」 昭和57年度意向の建物＝「新耐震」

施設名	建物	課題等
昭和村役場	役場庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に劣化が見られます。</li> <li>・役場庁舎の耐震は、平成9年度実施の耐震診断において防災拠点施設としての耐震目標値を下回っており、耐震対策を講ずる必要があるが、建物のコンクリート強度が弱く、耐震補強ができない可能性があり、大規模改修もしくは改築する必要がある。</li> <li>・狭隘化しており、共有スペース・執務スペースが狭く、バリアフリーにも対応できていないため、改修する必要がある。</li> <li>・県が公表した野尻川洪水浸水想定区域内にあり、現状では防災拠点として適さないため、洪水対策を施すか、移転する必要がある。</li> </ul>

施設名	建物	課題等
昭和小学校	校舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に劣化が見られる。</li> <li>・令和2年度 体育館屋根塗装</li> <li>・令和5年度 校舎防水シート補修</li> <li>・令和6年度 校舎外壁補修</li> <li>・令和7年度 給食室屋根防水改修工事</li> <li>・早期の大規模改造が必要であり、場合により小中一貫校など規模を検討した改築の必要がある。</li> </ul>
	給食室	
	体育館	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が公表した野尻川洪水浸水想定区域内にあり、避難所として望ましくないため、洪水対策を施すか移転する必要がある。</li> </ul>
昭和中学校	校舎・食堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に劣化が見られる。</li> <li>・一部土砂災害特別警戒区域に含まれる。</li> <li>・早期の大規模改造が必要であり、場合により小中一貫校など規模を検討した改築の必要がある。</li> </ul>
	体育館	
	屋外運動場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水捌けが悪く雑草が繁殖しており、体育の授業にふさわしくない。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が公表した野尻川洪水浸水想定区域内にあり、避難所として望ましくないため、洪水対策を施すか移転する必要がある。</li> </ul>
学校給食センター	給食センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に劣化が見られる。</li> <li>・平成20年度 内装フロア張替え</li> <li>・令和元年度 屋根塗装</li> <li>・建物躯体の老朽化が著しく、適地を選定し規模を検討したうえで早期に改築する必要がある。</li> </ul>
昭和保育所	保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に劣化が見られる。</li> <li>・平成30年度 屋根修繕</li> <li>・令和元年度 トイレ修繕</li> <li>・所庭は水捌けが悪く泥濘が発生する。</li> <li>・県が公表した野尻川洪水浸水想定区域内にあることや、大規模な修繕が必要であることから、移転も考慮する必要がある。</li> </ul>



## ■耐震診断結果

P 2

耐震診断概要書		受付	審査	達成通知	是正確認	判定会	判定書交付
月日							
担当							

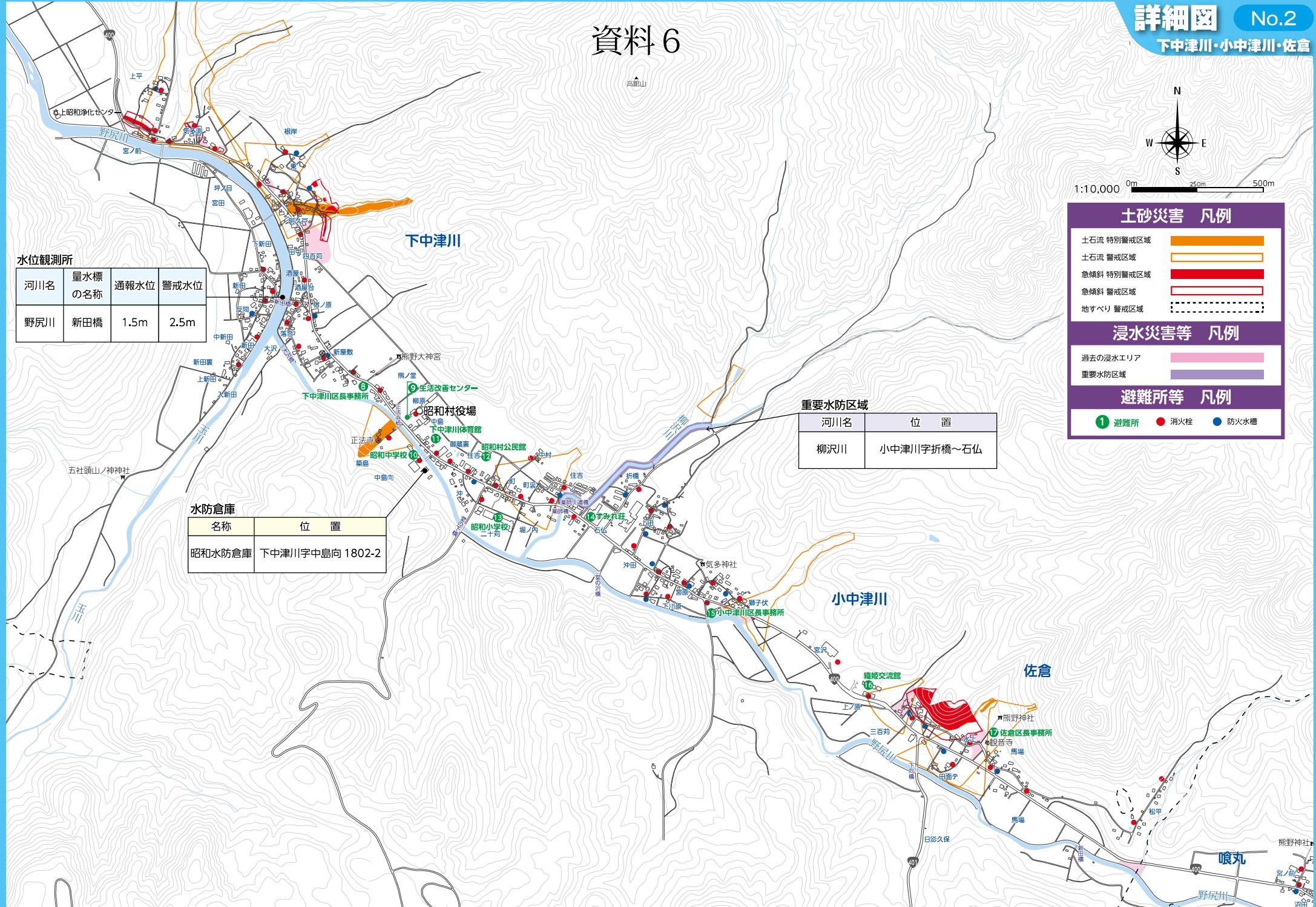
1) 建物概要		目的	耐震診断・改修計画・改修実施				
建築物名	昭和村役場貯蔵庫						
所在地	大沼郡昭和村大字下中島川字中島652						
面積(m <sup>2</sup> )	延面積 1,077.51 m <sup>2</sup>	建築面積 540.76 m <sup>2</sup>	地階面積 0 m <sup>2</sup>				
建築年月、構造、階数	建築年 昭和44年 経過年数 28年	構造 S、(RC) S.R.C.	階数 地上 2 階				
基礎種別	直接基礎(へた、布、独立)、杭基礎(木、RC、PC)		地下 2 階				
構造上の特徴	平面(ほぼ整形)不整形)、立面(ほぼ整形)不整形)						
	構造形式(フーメン)プレース、耐震壁)						
	極端性柱(有、無)、下階壁板(有、無)、平面柱抜(有、無)						

2) 診断手法		防災協会(1次、2次、3次)、告示第2089号(3次)、躯体耐震基準、その他( )					
計算ソフト	メーカー名(株)構造ソフト	ソフト名 BUILD耐診[8]					
診断実施者(資格)	氏名 石川敏郎 (登録番号: 第241263号)	受講番号: 第192号					
連絡先住所(TEL/FAX)	福島県耶麻郡猪苗代町字沼田3957	TEL 0242-62-4310 FAX 0242-62-4381					
診断実施年月	平成 9年 12月						
材料調査(診断使用値)	コンクリート調査(有、無)	コンクリート強度 $F_c = 180 \text{ kg/cm}^2$					
	鉄筋・骨材調査(有、無)	鉄筋: 主筋 SD 30 HOOP・STP SR24					

階	A+ZW	$\Sigma 25 A_w + \Sigma 7 A_c (cm^2)$		S <sub>b</sub>	
		X 方向	Y 方向	X 方向	Y 方向
7					
6					
5					
4					
3					
2	522.500	1,674.500	0.900	0.900	
1	552.500	1,495.250	1.000	1.000	

4) 診断結果 $I_{so} = 0.6$		q: 告示第2089号							
方向	階	正加力 →			負加力 ←				
		I <sub>s</sub>	C <sub>r</sub> S <sub>b</sub>	q	判 定	I <sub>s</sub>	C <sub>r</sub> S <sub>b</sub>	q	判 定
X	7		1次 I <sub>s</sub>						
	6								
	5								
	4								
	3								
	2	0.346	0.352	0.379	NO	0.294	0.299		NO
	1	0.616	0.627	0.432	OK	0.598	0.609		NO
Y	7								
	6								
	5								
	4								
	3								
	2	0.561	0.714	1.461	NO	0.569	0.724		NO
	1	0.467	0.594	0.889	NO	0.596	0.758		NO

# 資料 6



# 資料7

令和7年 10月7日 第1回  
昭和村拠点施設整備検討委員会

## ○これまでの経過について

年月日	経過
平成23年度～平成27年度	役場庁舎耐震補強工法比較検討
令和2年12月	昭和村役場庁舎施設管理計画 策定
令和3年 3月	昭和村学校施設長寿命化計画（個別施設計画）策定
令和3年度	小中学校・給食センターの構造躯体の健全性評価実施
令和4年10月	昭和村役場庁舎建設庁内検討委員会設置
令和5年 3月	第1回 昭和村役場庁舎建設庁内検討委員会 内容：既存庁舎を改修するか新庁舎建設にするか検討 → 新庁舎を建設する方針で検討
令和5年10月	第2回 昭和村役場庁舎建設庁内検討委員会 内容：新庁舎の規模・建設地の検討 庁舎整備までのスケジュールの検討
12月	第3回 昭和村役場庁舎建設庁内検討委員会 内容：新庁舎の規模・建設地の検討 庁舎整備までのスケジュールの検討
12月	新庁舎に関する職員ヒアリング調査実施（職員等49名）
令和6年 3月	昭和村子どもの教育検討委員会報告書 提出
令和6年 4月	第4回 昭和村役場庁舎建設庁内検討委員会 内容：役場庁舎と教育関連施設の整備に係る方針 職員ヒアリング結果・建設地の選定 ※教育関連施設整備についても含め検討に着手
9月	第5回 昭和村役場庁舎建設庁内検討委員会 内容：役場庁舎と教育関連施設の整備に係る方針 建設地の選定
10月	県内他町村庁舎・建設中庁舎の視察 (新庁舎：檜枝岐村役場庁舎・会津美里町庁舎) (建設中庁舎：西郷村)
11月	第6回 昭和村役場庁舎建設庁内検討委員会 内容：役場庁舎と教育関連施設の整備に係る方針 建設地の選定 県内他町村庁舎・建設中庁舎の視察内容共有

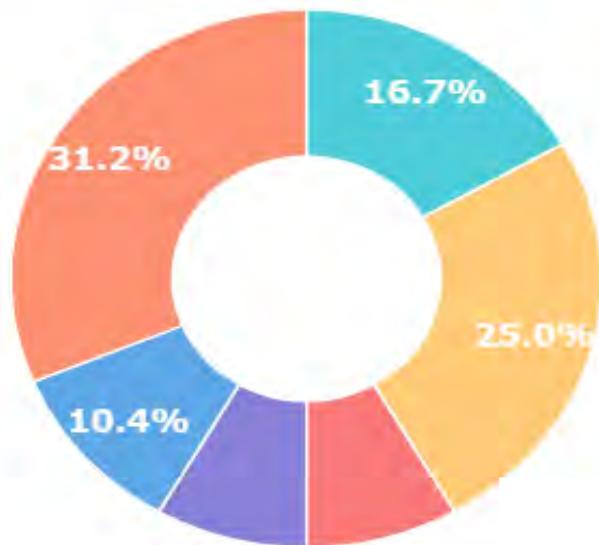
年 月 日	経 過
令和7年 3月	村議会へ3月定例会にて方針報告
3月	第7回 昭和村役場庁舎建設府内検討委員会 内容：昭和村拠点施設整備府内検討会議設置要綱の検討 拠点施設整備の基本構想～実施設計について 昭和村拠点施設検討委員会設置要綱の検討 スケジュールについて
令和7年 4月	昭和村拠点施設整備府内検討会議設置
5月	第1回 昭和村拠点施設整備府内検討会議 内容：昭和村拠点施設整備検討委員会設置要綱の検討 広報誌による昭和村拠点整備の周知について
8月	第2回 昭和村拠点施設整備府内検討会議 内容：経緯の確認 第1回昭和村拠点施設整備検討委員会の議題について
9月	第3回 昭和村拠点施設整備府内検討会議 内容：昭和村拠点施設整備検討委員会に関する議会の申し入れについて 昭和村拠点施設整備検討委員の部会振分について 第1回昭和村拠点施設整備検討委員会について

## 資料8

令和7年 10月7日 第1回  
昭和村拠点施設整備検討委員会

### 新庁舎に関する職員ヒアリング調査結果 まとめ

対象者：49人 回答：48人（回答率：97.8%）



#### 5：職員として新庁舎建設の機能、設備について（選択）

回答	1. 災害時の停電などに備えたバックアップ機能を強化	39人 (81.3%)
	2. 防災拠点として役割が充分に果たせる設計	39人 (81.3%)
	3. 村民が抵抗なく来庁できるような窓口設計	35人 (72.9%)

#### 6：設問5の他に重視すべき内容について（自由記載）

回答	大規模災害発生時の対策本部機能が十分発揮出来る広いスペースの確保
	再レイアウトがしやすいフリーアドレスの検討
	職員と来訪者のエリア分けを明確にすべき（セキュリティの観点）

7：職員目線で村民が特に求めそうな新庁舎の設備、機能について(選択)

回答	1. 抵抗なく来庁できるようなフロア設計	35人 (72.9%)
	2. バリアフリーやユニバーサルデザインに十分配慮	32人 (66.7%)
	3. 防災拠点として役割が充分に果たせる設計	31人 (64.6%)

8：設問7の他に重視すべき内容について（自由記載）

回答	総合窓口が必要になるため、見通しは確保しつつ目線が迷わない設計
	エレベーター、窓口付近の待機スペースの確保
	利用者目線での動線確保は重視

新庁舎建設について意見、提案

新庁舎建設と小中一貫校を同時期に進めることは本当に可能なのか心配。同じ建物に集約することがマストではないか。

役場の機能・設備のみならず、村民が気軽に立ち寄りやすい雰囲気づくりも重要

組織的な部分で観光交流・保健福祉課を庁舎内に整備することもありだと思う

生活改善センター、商工会、広域消防などとの一体整備、公民館・小中学校校舎との近接整備

建替を行った役所・役場では、住民が多く利用する部署を一階に横並びで配置している

小学校、中学校、給食センター、さらには保育所も建て替え時期になっているので、この際、役場庁舎と一体化した建物にしてはどうか

村長室は来客や簡易な会議も多いことから、応接セット、会議テーブルの設置のためには広いスペースが必要

将来的に使用可能な空き部屋を置くとともに、執務室なども全体的にゆったりとしたスペースと

吹き抜けにはしない方がいい（道の駅も公民館ロビーも、そのせいで暖まりにくい）

本庁舎外に配置されている観光交流係とからむし振興係の事務スペースを確保することも検討の必要では？

現庁舎が老朽化しているのは職員皆が痛感しているので、なるべく早期に実現に向かうことを願っております。

# 昭和村子どもの教育検討委員会報告書

令和6年3月

昭和村子どもの教育検討委員会

## 第1 昭和村子どもの教育検討委員会の設置

昭和村の小学校及び中学校さらには幼児保育における現状は、少子化の進行による児童生徒数の減少と、施設や設備の老朽化など様々な課題が山積しており、今後の保育と教育の在り方についての検討が急務となっていました。

このことから、幼児及び児童生徒の発達や学びの連続性を踏まえ、それぞれの段階における資質及び能力の育成を目指し、保育や教育内容を検討するとともに、今後の幼児期から中学生までの切れ目のない円滑な支援に向けた連携、さらに、保育と教育の施設の在り方を検討する必要があることから、令和5年11月に昭和村子どもの教育検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、協議を進めました。

このほど検討委員会の意見がまとまりましたので報告いたします。

## 第2 保育と学校教育の現状

### 1 昭和村保育所の現状

#### (1) 児童数の状況

昭和村保育所は1歳児からの保育を実施しており、令和5年12月現在の児童数は次の表のとおりです。

クラス	3歳未満児		3歳以上児			合計
	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
児童数(人)	6	3	4	4	4	21

#### (2) 児童数の推移

これまでと今後の推移は次の表のとおりですが、近年は共働きの保護者が増えてきたことなどから、3歳未満児の入所も増えてきています。

年度別児童数(人)		平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
3歳未満児	1歳児	3	1	2	0	0	2
	2歳児	1	4	2	2	0	2
3歳以上児	3歳児	7	4	5	3	4	4
	4歳児	6	7	4	5	3	5
	5歳児	4	6	7	5	3	5
合計		21	22	20	15	10	18
区分・年度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
3歳未満児	1歳児	4	3	2	6	5	3
	2歳児	3	4	5	3	6	5
3歳以上児	3歳児	2	3	4	4	3	6
	4歳児	4	3	3	4	4	3
	5歳児	5	4	2	4	4	4
合計		18	17	16	21	22	21

### (3) 職員の体制

令和5年度の昭和村保育所の職員は、所長(兼務)1人、保育士4人(うち1人は村委会年度任用職員)、保育支援員1人(村委会年度任用職員)、調理員1人(村委会年度任用職員)となっています。

なお、保育士は基準<sup>\*1</sup>に基づき次の表のとおり配置しています。

クラス	3歳未満児		3歳以上児			合計
	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
児童数(人)	6	3	4	4	4	21
保育士数(人)	2		2			4

### (4) 施設の状況（令和5年現在）

昭和村保育所の建物は昭和55年（1980年）に建築され、建築後43年が経過しています。これまでに屋根やトイレなどの修繕を行いました。

施設名	延床面積(m <sup>2</sup> )	構造	建築年度	築年数
昭和村保育所	531.33	鉄筋コンクリート造1階建て	昭和55年(1980)	43年

\*1：0歳児3人につき1人。1歳児+2歳児6人につき1人。3歳児20人につき1人。4歳児以上30人につき1人。

## 2 昭和小学校の現状

### (1) 児童数の状況

令和5年度の昭和小学校の児童数は合計で26人で、学年・男女別の状況は次のとおりです。

学年	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	合計
男子(人)	0	2	4	3	3	4	16
女子(人)	2	3	1	2	1	1	10
合計	2	5	5	5	4	5	26

### (2) 児童数の推移

全校児童数のこれまでの推移と今後の推計は次の表のとおりです。

平成28年度以降は全校児童数は30人を下回っており、今後も同程度で推移する見込みです。

年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
全児童数(人)	34	30	28	29	28	27	27	28	27
年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	平均
全児童数(人)	26	26	26	26	25	23	28	25	27

### (3) 職員の体制

令和5年度の教職員は、校長1人、教頭1人、教諭3人、養護教諭1人、事務職員1人、複式支援講師2人（村会計年度任用職員）、学校用務員1人（業務委託<sup>\*1</sup>）となっています。なお、昭和村では複式学級支援のために、村の会計年度任用職員として毎年2～3人の講師を独自に雇用してきました。

### (4) 施設の状況（令和5年現在）

昭和小学校の建物は昭和54年（1979年）に建築され、建築後44年が経過しています。これまでに校舎の耐震補強や屋根補修工事、体育館は屋根塗装工事を行いました。

施設名	建物名	延床面積(m <sup>2</sup> )	構造	建築年度	築年数
昭和小学校	校舎	2,456	鉄筋コンクリート造3階建て	昭和54年(1979)	44年
	給食室	272	鉄筋コンクリート造平屋建て		
	体育館	1,058	鉄筋コンクリート造平屋建て		

\*1 : (株)奥会津昭和村振興公社

### 3 昭和中学校の現状

#### (1) 生徒数の状況

令和5年度の昭和中学校の生徒数は合計で10人です。学年・男女別の状況は次のとおりで、1学年と2学年は複式学級になっています。

学年	1学年	2学年	3学年	合計
男子(人)	0	2	2	4
女子(人)	3	2	1	6
合計	3	4	3	10

#### (2) 生徒数の推移

全校生徒数のこれまでの推移と今後の推計は次の表のとおりです。

平成20年代後半からは全校生徒数が20人を下回り、今後も同程度で推移する見込みです。

年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
全生徒数(人)	18	20	16	15	17	13	12	10	10
年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	平均
全生徒数(人)	10	12	12	14	14	15	12	12	13

#### (3) 職員の体制

令和5年度の教職員は、校長1人、教頭1人、教諭4人、講師1人、非常勤講師3人、栄養技師1人、事務職員1人（村会計年度任用職員）、学校用務員1人（業務委託）となっています。養護教諭と事務職員は学級編制の基準により生徒数が定員に達していないため配置されていないので、事務職員だけは村で独自に雇用しています。

#### (4) 施設の状況（令和5年現在）

昭和中学校の建物は昭和59年（1984年）に建築され、建築後39年が経過しています。これまでに校舎と体育館の屋根改修工事などを行っています。なお、校庭の一部は、平成23年に福島県土石流警戒区域に指定されています。

施設名	建物名	延床面積(m <sup>2</sup> )	構造	建築年度	築年数
昭和中学校	校舎・食堂	2,158	鉄筋コンクリート造3階建て	昭和59年(1984)	39年
	体育館	1,059	鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建て		

### 4 昭和村学校給食センターの現状

#### (1) 職員の体制

令和5年度の職員は、所長（兼務）1人、給食係長（兼務）1人、栄養技師1人、調理員2名（業務委託）、臨時調理員1人、運転手1人（業務委託）となっています。

## (2) 施設の状況（令和5年現在）

昭和村学校給食センターの建物は昭和47年（1972年）に建築され建築後51年が経過しています。これまでに屋根の塗装工事や内装フロアの張り替え工事などを行いました。

施設名	延床面積(m <sup>2</sup> )	構造	建築年度	築年数
昭和村学校給食センター	189	鉄骨造平屋建て	昭和47年(1972)	51年

## 第3 保育と学校教育の課題

### 1 昭和村保育所の課題

#### (1) 入所児童への対応と職員体制

近年3歳未満児の利用が増えており、2人の保育士で保育にあたっていますが、3歳未満児は離乳後まもないことから、食事、排せつなどの対応には配置基準以上の保育士を配置しなければなりません。

また、午前7時30分からの受入れや午後6時30分までの受入れの場合には時差出勤の導入は困難で、時間外勤務をせざるを得ない状況になっています。

それを解消するため新たな保育士を募集しても、全国的な人材不足のため確保が難しい状況です。

今後は、保育士を補うための子育て支援員や、保育士の資質向上のために常勤の所長の配置も検討しなければなりません。

また、昭和村の自然などを活かした特色ある保育や、他町村の保育施設や昭和小学校との交流も検討する必要があります。

#### (2) 保護者との連携

入所児童の減少に伴い、保護者の数も減っています。そのため、施設周りの草刈りなどの奉仕作業の負担が増えてきています。

また、近年は移住された世帯も増え、家庭内で相談する家族がいないなどから保護者の心のケアも必要となってきています。

#### (3) 施設の環境

保育所の建物は40年以上前に建てられた施設であることから、基礎及び外壁や内壁のクラック、屋根の破損、天井の剥離など保育上の安全や環境面で問

題が生じています。早期の改築<sup>\*1</sup>が必要になっています。

また、屋外の遊具の一部には老朽化で使用不可能なものも見受けられます。

## 2 昭和小学校の課題

### (1) 児童数の減少

児童数の減少により、同年代の友達との多様な関わりが少なく、対人関係が希薄化してしまいます。

また、保育所からほぼ同じ子ども達と過ごしてきていることから、友達関係が固定化され、学習では多様性のある学び合い<sup>\*2</sup>が少ない状況です。

児童数の減少は学級数の減少にも直結し、今後の児童数の推移からも完全複式の3学級編成が継続される見込みです。

### (2) 教職員数の減少

児童数と学級数の減少により、学級担任教員が3人に減らされています。そのため、教員1人当たりの校務が増え時間外勤務が増えたり、複式での授業にあっては教材研究の負担も大きくなっています。

また、様々な指導体制づくりも困難になっています。

さらに、教職員の中における多様な関わりや考え方、意見交流の希薄さも懸念されます。

村では、教職員の負担軽減と児童の学力向上のため、村の会計年度任用職員として複式支援講師の確保に努めていますが、全国、全県的な講師不足により満足な状況とはなっていません。

### (3) P T A会員数の減少

児童数の減少により保護者の人数も減っていることから、令和5年度に厚生、教養、補導の3つの専門委員会を廃止し、活動も縮小しています。

また、保護者の協力の下に行っている校舎周辺の草刈りや雪囲いなどの奉仕作業や、運動会、プールの監視、収穫祭などでも保護者一人あたりの負担が年々増えています。

### (4) 施設環境

児童と教職員が少ないため、校舎内の清掃も行き届かない場合があります。

また、校舎や食堂、体育館は40年以上前に建てられた施設であることから、これまでに校舎の耐震補強や屋根の軒天修繕、体育館の屋根塗装などの改修を行っていますが、建物の外壁にはひび割れや剥離が確認され、コンクリート片

---

\*1：既存の建物は壊してほぼ同じ建物を建てる事。

\*2：自分と違う様々な意見や考え方を尊重し理解し合うこと。

の落下の危険があり、校舎内では段差が確認されるなど、改修を要する箇所は他にも見受けられます。

令和3年度に実施した建物の健全性評価では、随所、広範囲に劣化が確認され、安全上、機能上、低下の兆しが見られることから、早期の大規模改造<sup>\*1</sup>が必要との結果が出ています。

今後、これらの修繕や改修を続けたとしても、維持管理コストはこれまでに要した経費よりさらに増加し、村の財政を圧迫することが予想されるため、今後の少子化の影響も考慮した適正な規模で、中学校と統合した改築も必要と思われます。

### 3 昭和中学校の課題

#### (1) 生徒数の減少

生徒数の減少により、教科によっては指導しにくい単元もあります。例えば、理科の実験、音楽科の合唱や器楽活動、家庭科の調理実習、保健体育科の球技活動、陸上競技での実施種目の限定などです。

また、学校行事や総合学習、儀式行事も見直しが必要になっています。卒業式や入学式、又は小中文化祭の準備では、少人数のため実施場所の検討や準備に要する時間も増えています。

さらに、校内の清掃についても生徒数が少ないとから行き届かない場所も出てきています。

#### (2) 教職員の課題

生徒数が減ったことで令和3年度以降は県から養護教諭と事務職員が配置されなくなりました。

技能教科にあっては専任の教職員の配置ができず、非常勤講師と他教科の教員が指導しており、教科担任のメリットである専門性を生かしたわかりやすく質の高い授業ときめ細かな指導が困難な状況です。

非常勤講師は勤務日を考慮すると、生徒の学力向上を意図した教科の組み合わせに苦慮しています。

また、部活動の指導については、担当教員の時間外勤務が多くなり、教員の健康の保持と増進や、研修や授業準備時間の確保に十分な対応ができないため、休日の部活動の指導は地域移行<sup>\*2</sup>にしなければなりません。

#### (3) P T Aの課題

---

\*1：屋根、外壁、内部(床、壁、天井)等の原状回復工事。

\*2：学校の働き方改革により休日の部活動は地域住民やスポーツクラブ等が指導を行うこと。

中学校の保護者数は特に少ないことから、社会貢献活動や校舎周辺の除草作業、及び学校行事への協力など、その負担は年々増してきています。

#### (4) 施設環境

校舎や体育館は建築後40年近く経っていることから、これまで校舎と体育館の屋根改修などを行っていますが、廊下の床や壁など様々な箇所で経年劣化による不具合が生じています。

また、グラウンドは日当たりと水捌けが悪く、怪我をする心配もあることから、体育の授業にはあまり適さない状態です。

令和3年度に実施した建物の健全性評価では、昭和小学校と同程度に随所、広範囲に劣化が確認され、安全上、機能上、低下の兆しが見られることから、早期の大規模改造が必要との結果が出ています。

今後の維持管理コストについても、昭和小学校と同様に縮減を図ることは困難ですから、今後の少子化の影響を考慮して小学校と統合した建物へ改築することも検討しなければなりません。

### 4 昭和村学校給食センターの課題

施設は建築後50年が経過しました。教育関連施設の中では最も古い施設で、これまでに屋根塗装や内装フロアの張り替えなどを行いましたが、令和3年度に実施した建物の健全性評価では、建物駆体の老朽化が著しく、早期に改築する必要があるとの結果になっています。

維持管理コストについても学校の校舎と同様に、修繕や改修を続けたとしても、維持管理コストはこれまでに要した経費よりさらに増加し、村の財政を圧迫することが予想されます。

## 第4 課題の解決に向けて

検討委員会ではこれらの課題を解決し、今後の在り方についてどのようにすべきかについてグループワークを行い次の4つにまとめました。

### 1 昭和村独自の特色ある教育

保小中<sup>\*1</sup>の連携により系統的、継続的、連続的な教育活動が実践され、その教育活動を効率的に実施するためには、以下の4点を保小中15年間の一貫した教育において全教職員が一人一人の子どもの成長を見守り、中学卒業後の姿をイメージしながら指導に当たることが望ましいと考えます。

---

\*1：保育所から小学校、中学校までのことで。

- (1) 村との連携を密にし、地域学習（からむし織、カスミソウ）を学ぶ学習や、地域文化の伝承と担い手の育成を目指し、教職員及び地域の人材が系統的、継続的、連続的な指導を実践することによる“学びの保障”を実現する。
- (2) 保小中の教職員が幼児、児童、生徒の学習面、生徒指導面の情報を共有し共通理解を図り、連携、協力しながら15年間子ども達の指導に当たる。
- (3) 少子高齢化、核家族化が進み家庭内で高齢者と子どもが関わる機会が減少する中、地域において世代を超えたつながりや相互理解を深めることを目的として世代間交流を積極的に取り入れ、高齢化の現状を踏まえ、より多くの高齢者との交流を意図的に実施し、コミュニケーション能力や社会性を育てる。
- (4) 小学校高学年から部活動に参加することにより、異年齢との交流の中で児童、生徒同士や教員との人間関係の構築を図ったり、部活動を通して自己肯定感を高める場を設定する。

## 2 昭和村独自の特色ある教育を実現するための施設

保小中学校施設一体型の一貫校が必要であり、保小中の建物を統合し、給食センターも併設した総合教育施設が望ましいと考えます。

その施設は子ども達の教育活動を自由に参観できる“地域に開かれた学校”を目指し多くの村民が集い交流ができ、村に災害が起こった場合は村民の大切な命を守る避難施設としての機能も果たす新築の校舎を建築するのが望ましいと考えます。なお、保育所を統合する場合には、入所児童に配慮した施設であることも重要です。

## 3 昭和村独自の特色ある教育を実現するためのPTA

子ども達の教育に対して常に力強く前進する教職員集団<sup>\*1</sup>をバックアップするのはPTA（保護者会）です。保護者、教員の負担を軽減するためには保小中の保護者会を1本化し活動も見直しが必要です。一貫校になれば保小中の保護者の数が増えて交流の場が増えます。交流の場が増えることにより、家庭教育上の連携（子育ての悩み相談等）も可能になります。そして地域貢献活動（資源回収・奉仕作業等）の負担も軽減されます。活動自体を外部委託するという方法も考えられます。

保小中の保護者が全体で協力することで、活動自体が活性化できる機能する保小中PTAへの組織再編成が望ましいと考えます。

## 4 昭和村独自の特色ある教育を実現するための教職員

子ども達の教育には、常に力強く前進する教職員集団をやる気にさせるリーダー

---

\*1：新たな挑戦に果敢に挑む「できる理由を考える」教職員集団。

である校長、教頭、保育所長の管理職と、ベテラン保育士、教員はもちろんのこと子ども達の指導に意欲と熱意のある教職員の確保と保小中の組織的に人材の共有ができ、指導支援の充実が図られる組織であることが望ましいと考えます。さらに、村に赴任する教職員が安心して快適な生活が送れる住宅環境が実現できることも必要です。

## 第5 結論 －今後の保育と学校の在り方について－

以上のこととを基に、検討委員会としては次のような結論に至りました。

昭和村は、保小中一貫した教育<sup>\*1</sup>を目指す必要があります。

そのためには「昭和村独自の特色ある教育カリキュラム<sup>\*2</sup>」を保小中が連携し、系統的、継続的、連続的に教育活動を実践し、その教育活動を効率的に実施するためには、学校給食センターが併設された保小中施設一体型の総合教育施設である一貫校が必要であり、その実現に向けて、有能で指導力のある教職員組織を編成し、それを支援するためそれぞれの保護者会を保小中統合の保護者会組織に再編成することが望ましいと考えます。

## 第6 今後についての提言

令和5年11月から議論を重ねてきた昭和村子どもの教育検討委員会ですが、昭和村の保育から中学までの在り方については一定の方向性を示すことができました。

今後は、これまでの小中乗り入れ授業<sup>\*3</sup>のほか、今からでも可能な部分の小中連携の実施と、村の理解を深めるための「昭和村独自の特色ある教育カリキュラム」の実現を目指した教育を継続しながら、保小中一貫教育の全体構想と、新たな学校施設建設の具体的な基本構想、基本計画の策定を速やかに進めていただきたいと考えます。

\*1：保育所、小学校、中学校の教職員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、保育所から小学校教育、中学校教育への円滑な接続を目指す教育。

\*2：昭和村でなければ実現できない唯一無二の教育活動。

\*3：小学生が中学校教員の専門性を生かした授業を受けることで、学習内容の充実を図るとともに、中学校での学習の流れを経験することで中学校生活への不安軽減を図る。又は、中学生の学習速度や学習の定着度によっては、小学校教員が中学校教員と共に授業を行い、生徒の学力向上につなげる。昭和村では小学5、6年生の理科、社会、国語(書写)の授業で中学校の教員が授業を行っている。

なお、新たな施設の建設となれば村の一大事業となることから、保育や学校関係者だけではなく、村の代表や地域の代表、財政に詳しい者、さらには公共施設の設計や建設に詳しい専門家も参加する組織とし、村当局からの諮問を受けた形での検討を始めていただくようお願いいたします。

## おわりに

本来であれば数年前にこの様な議論の場が設けられる予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で足踏み状態となってしまい、今回ようやくここに議論の場を設けることができました。

この検討委員会では、昭和村の幼児から中学生までの円滑な連携をするためには今後どうすれば良いか、委員各位から様々な提案や要望が出されました。その全てを報告書に込めることは大変難しいことではありましたが、それだけ子ども達の今後を、昭和村の今後を真剣に考えている表れだと実感しています。

この報告書はいわばスタートラインです。今後はさらに村、教育委員会、学校、家庭、地域が連携し十分な協議が行われ、理解と協力を得ながら進められるよう望むとともに、昭和村の子ども達がより良い環境で成長していくことを願います。

昭和村子どもの教育検討委員会  
委員長 栗城敏郎

## 【資料】

### ○ 昭和村子どもの教育検討委員会要綱

(令和5年11月8日昭和村要綱第14号)

#### (目的)

第1条 幼児、児童及び生徒の発達や学びの連続性を踏まえ、それぞれの段階における資質及び能力の育成を目指し、重視すべき保育や教育内容を検討するとともに、幼児期から中学生までの切れ目のない円滑な移行及び適応や支援に向けた実効性のある連携や交流の在り方について協議検討を行うため、昭和村子どもの教育検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの発達や学びに関するここと
- (2) 子どもの保育及び教育環境の整備に関するここと
- (3) 小中一貫教育に関するここと
- (4) 職員相互の交流及び研修に関するここと
- (5) その他必要と認められること

#### (組織)

第3条 検討委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから昭和村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 昭和村保育所、昭和小学校及び昭和中学校の保護者
- (3) 昭和村保育所、昭和小学校及び昭和中学校の教職員
- (4) 教育行政関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (意見の聴取)

第7条 検討委員会は、その所掌事項に関し、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

#### (委員の報酬等)

第8条 委員の報酬等については支給しない。ただし、出張旅費については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年昭和村条例第12号）第4条第2項を準用する。

#### (庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、教育委員会において行う。

#### (補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（令和5年昭和村要綱第14号）

この要綱は、公布の日から適用する。

昭和村子どもの教育検討委員会委員名簿

任期：令和5年11月10日～令和6年3月31日

No	氏名	役職等	備考
1	舟木秋広	下中津川区長（連絡員（区長）会長）	B
2	栗城敏郎	昭和村議会総務厚生文教常任委員長	A 委員長
3	五十嵐邦明	昭和村保育所保護者会長/昭和小PTA副会長	B◎ 副委員長
4	小西圭祐	昭和村保育所保護者会副会長	C
5	渡辺文弘	昭和小学校PTA会長	C
6	本名剛	昭和中学校PTA会長	A
7	工信幸	昭和中学校PTA副会長	C
8	星博之	昭和村保育所長	A
9	菅家裕子	昭和村保育所保育士	C
10	長谷川敏治	昭和小学校長	C◎
11	二瓶晋	昭和小学校教頭	A
12	佐々木悦子	昭和小学校教諭	B
13	土橋康弘	昭和中学校長	A◎
14	小寺真紀	昭和中学校教頭	B
15	星邦章	昭和中学校教諭	C
16	五十嵐麻裕子	昭和村教育委員	A
17	本名敬	昭和村教育委員	B
18	栗城照美	昭和村教育委員	C
19	五十嵐吉弘	昭和村教育委員	B

A B C : グループの名前

◎ : グループの進行役

庶務（昭和村教育委員会）

栗村良輔（教育長）／栗城進也（教育次長）／鵜川洸一（教育係長）

開催回	開催日	協議・検討項目と内容
第1回	令和5年11月30日	<input type="radio"/> 検討委員会の設置の趣旨と会議の日程確認 <input type="radio"/> 委員長、副委員長の選任
第2回	令和5年12月25日	<input type="radio"/> 保育及び学校教育における現状と課題の共有
第3回	令和6年 1月17日	<input type="radio"/> 課題解決に向けてのグループワーク1
第4回	令和6年 1月31日	<input type="radio"/> 課題解決に向けてのグループワーク2
第5回	令和6年 2月21日	<input type="radio"/> 検討委員会報告書案の協議
	令和6年 2月27日	<input type="radio"/> 検討委員会報告書案の修正内容確認
	令和6年 3月 4日	<input type="radio"/> 検討委員会報告書の完成

## 昭和村役場庁舎と教育関連施設の整備方針について

村では、これまで役場庁舎と教育関連施設の長寿命化や改築・改修について、庁内で検討してきました。この度、役場庁舎と教育関連施設の整備方針を決定いたしましたので村民の皆様にご報告いたします。

### 「役場庁舎の整備方針の経過について」

災害時等の拠点施設となる役場庁舎については、昭和45年に建築され築55年が経過し、外壁や内装等の劣化が進み、また、耐震性も確保されておらず対応が必要な状況になっています。

このため、令和2年12月に昭和村役場庁舎施設管理計画を策定し、役場庁内で整備に関する検討を進めてきましたが、既存の役場庁舎は耐震補強工事に耐えられる強度が不足していることから、耐震補強工事を断念しました。また、他施設の活用についても検討したところ、殆どの施設で経年劣化による大きな損傷等が見られるため、維持管理や補修に係る経費が高額となり財政を圧迫させる懸念があることや、土砂災害警戒区域などの立地条件により活用を断念しました。



その結果、現在の場所に新しく役場庁舎を建設する計画でしたが、このほど福島県が公表した野尻川洪水浸水想定区域に含まれており、防災拠点としては適当でないため、洪水浸水想定区域の影響を受けない場所を建設候補地に選定し、令和11年度着工に向け準備を進めています。

### 「教育関連施設の整備方針の経過について」

子どもたちは地域の宝の原石であり、村の次代を担う貴重な人材であります。しかしながら本村は少子化に加え、保育所や小、中学校などの教育関連施設が築年数40年以上経過しており、老朽化が著しい状況にあります。



令和6年3月に「昭和村子どもの教育検討委員会」からの報告を受け、村としても、この課題を解決するためには、幼稚期から中学校卒業までの15年間を一貫した系統的、継続的、連続的な本村独自の特色ある教育を進める必要があると考え、保育所、小学校、中学校、学校給食センターを一体とした新たな施設を整備する方針に至りました。



また、この施設は避難所としての役割も担うことから、建設候補地は洪水浸水想定区域の影響を受けない場所を選定し、令和13年度着工に向け準備を進めています。

### 「今後の役場庁舎と教育関連施設の整備検討について」

役場庁舎と教育関連施設の建設には、多額の予算を必要とするため、財源の確保を含めた一体的な検討を必要としますので、令和7年度は役場庁内の拠点施設整備検討会議において、役場庁舎と教育関連施設の基本構想や基本計画の素案について検討を行います。また、村民を構成員とする検討会の設置を予定しており、基本構想から基本設計までの策定に参画していただき、ご意見等を伺いながら役場庁舎と教育関連施設の整備を進めていくこととしております。

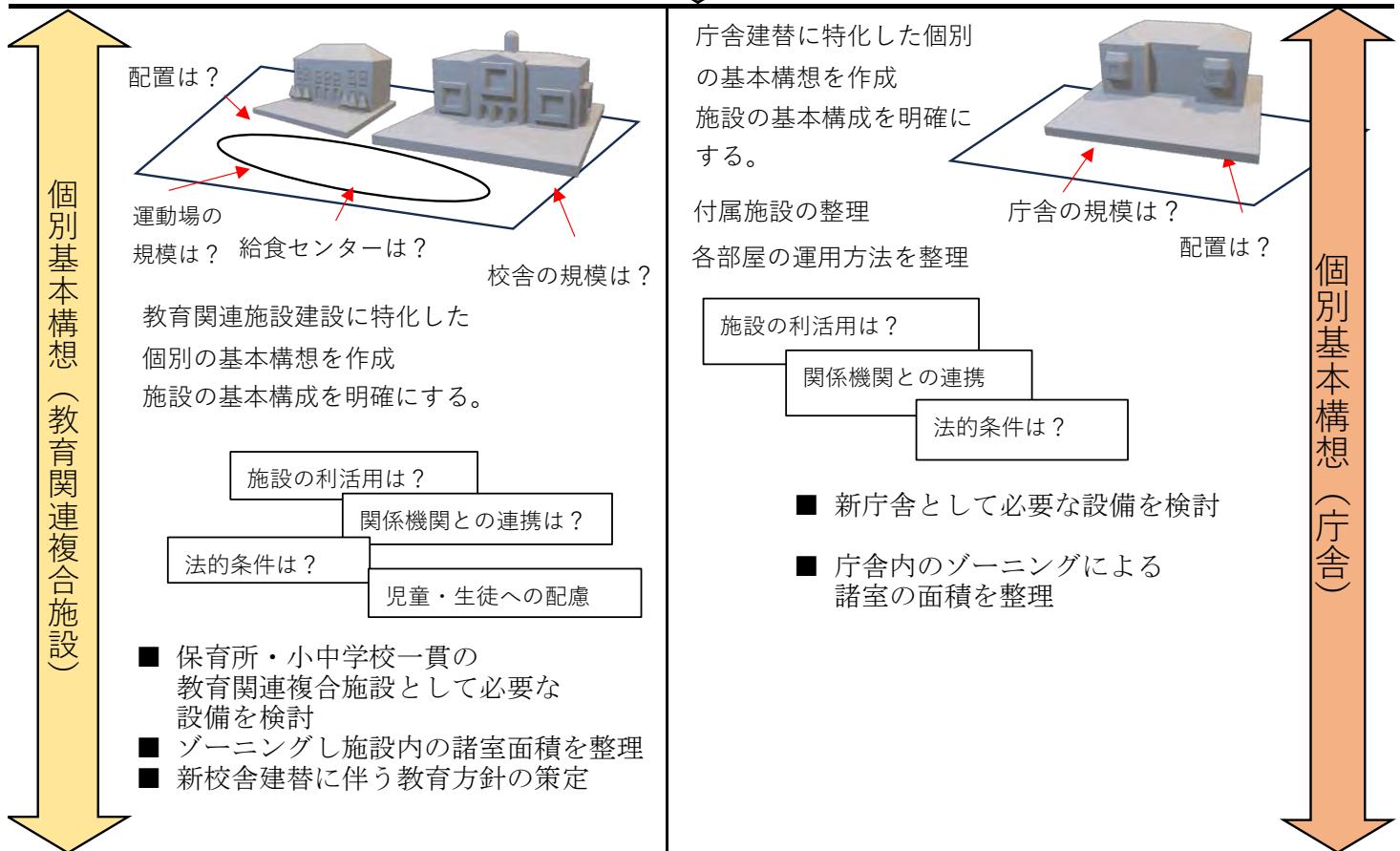
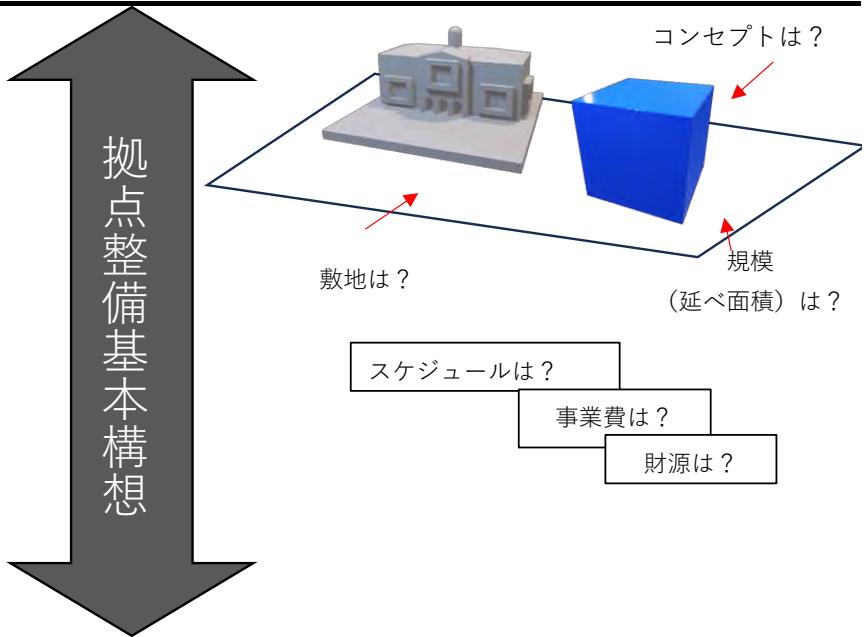


## ○拠点施設整備の基本構想～実施設計について

令和7年度スタート

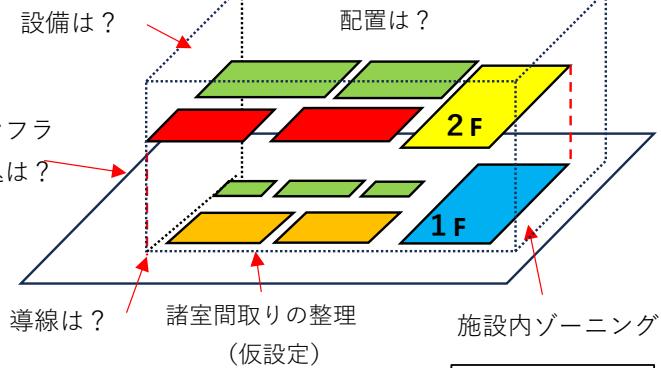
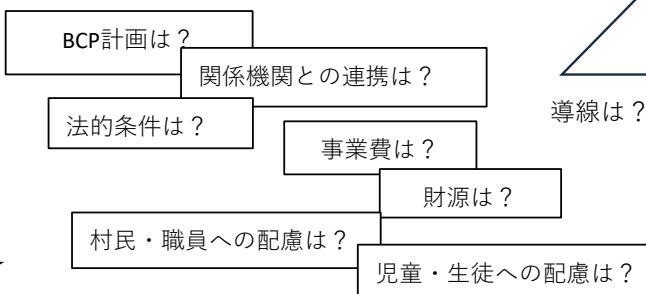
現拠点の現況・課題に対し、新拠点に要求する考え方の骨格となるものを作成する。  
大凡の外構設備、村道新設の検討

- 各拠点の建設候補地を決定し、工事着工年を考慮した計画を策定
- 施設の配置とエリア分けの決定



## 基本計画 (教育関連複合施設)

基本構想でまとまった内容を具体化する。  
また、具体的な課題や条件を整理し、  
立体的に構造を検討し、概算工事費など具体的な案を示す。

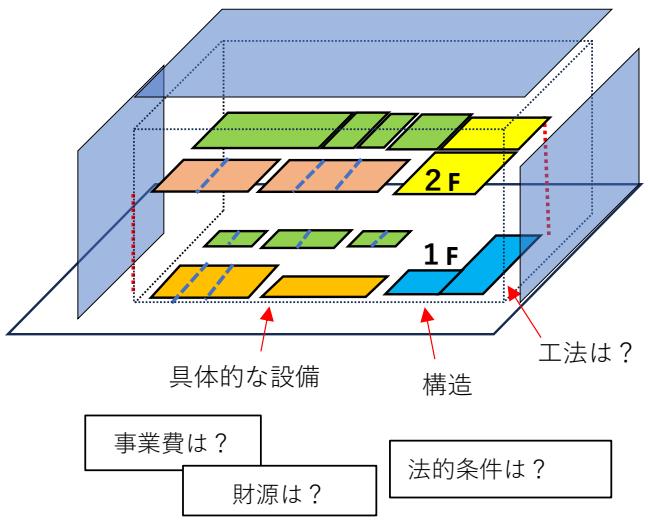


## 基本設計 (教育関連複合施設) (1年間)

具体的な寸法を検討し、設計図の基本とする物を作成する。  
地質調査により、耐震工法を検討する。  
建物の構造、外観を決める。

レイアウトの具体化により、  
デスクや椅子、OA機器等の配置も併せて検討する。

概算工事費の算出



## 実施設計 (教育関連複合施設) (1年間)

- 基本設計に基づき、詳細の設計を作成し建設費用に必要な経費を算出
- 部屋の面積や設備の規格を確定
- 備品類の規格、数量及び配置の確定
- 各種申請業務

## 実施設計 (庁舎) (1年間)

工事着工

資料12

拠点整備の全体スケジュールについて V4 PT 2

年度	R7			R8			R9			R10			R11			R12									
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
昭和村拠点施設整備庁内検討会議	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
昭和村拠点施設整備検討委員会					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
役場庁舎部会																									
庁舎拠点 用地取得																									
庁舎拠点 基本計画業務委託発注																									
庁舎拠点 地質調査業務委託発注																									
庁舎拠点 基本・実施設計業務委託発注																									
庁舎拠点 用地造成工事																									
教育施設部会																									
教育拠点 用地取得																									
教育拠点 基本計画業務委託発注																									
教育拠点 地質調査業務委託発注																									
教育拠点 基本・実施設計業務委託発注																									
地域づくり懇談会					①					②				③				④				⑤			⑥

年度	R13			R14			R15			R16			R17			R18																					
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
庁舎拠点建設工事	★	①																																			
オフィス環境整備業務委託																																					
新庁舎引越																																					
新庁舎開庁（供用開始）																		④																			
教育拠点用地造成工事	★	①																																			
教育拠点建設工事																	★	教育関連複合施設・体育馆																			
新校舎引越																																					
新校舎開校（供用開始）																																					
村道新設 設計業務委託発注																																					
村道新設工事発注																																					
地域づくり懇談会							⑦											⑧					⑨				⑩					⑪				⑫	



- 現役場庁舎周辺、小学校、中学校の場所は野尻川洪水浸水想定区域にあることから移設
- 役場庁舎を小中津川字石仏に整備
- 教育関連施設は下中津川字住吉に整備
- 役場庁舎整備地には消防出張所の移設を考慮し 約8,500m<sup>2</sup>
- 教育関連施設は屋外運動場と体育館を併せ 約14,700m<sup>2</sup>
- 屋外運動場、体育館は村民も利用が可能とし、体育館は多目的施設として整備

○コンセプト

新役場庁舎：

村のシンボルでありながらコンパクトに集約され利便性のある施設構成で、後世に昭和村のシンボルで有り続けられるような災害に耐える強靭で安心安全が守られた施設

教育関連施設：

「生きる力」を身につけられるような、昭和村独自の特色ある教育を実現するための施設として、保育小中一貫の教育カリキュラムを考慮した施設